

第1回国立公園満喫プロジェクト有識者会議

議事次第

日時：平成28年5月23日（月）

9：30～11：30

場所：環境省第一会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 国立公園満喫プロジェクト有識者会議の設置について

(2) 国立公園満喫プロジェクトの実施について

(3) その他

3. 閉会

配付資料一覧

- 資料 1 - 1 国立公園満喫プロジェクト有識者会議開催要綱
- 資料 1 - 2 国立公園満喫プロジェクト有識者会議委員名簿
- 資料 1 - 3 明日の日本を支える観光ビジョン【概要】
- 資料 2 - 1 国立公園の現状
(制度、歴史、指定状況、利用状況)
- 資料 2 - 2 国立公園における利用推進の取組
(エコツーリズム、ユニバーサルデザイン化)
- 資料 2 - 3 - 1 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化にむけて
- 資料 2 - 3 - 2 国立公園における保全と観光

国立公園満喫プロジェクト有識者会議開催要綱

(目的)

第 1 条 政府が平成 28 年 3 月 30 日に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の推進を図るために必要な助言を得ることを目的として、国立公園満喫プロジェクト有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 有識者会議は、国立公園満喫プロジェクトを推進するために、次に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) 国立公園におけるインバウンド増加の考え方
- (2) 国立公園満喫プロジェクトの実施箇所の選定にあたっての考え方

(構成)

第 3 条 有識者会議は環境省から依頼された有識者をもって構成する。

(運営)

第 4 条 有識者会議は、座長が議事進行を行う。

- 2 座長は、環境省が委員の中から選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、有識者会議への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが有識者会議に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 有識者会議は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第 5 条 有識者会議の事務局は、環境省自然環境局国立公園課に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することが出来る。

(その他)

第 6 条 上記の定めのない事項で、有識者会議の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

国立公園満喫プロジェクト有識者会議

〈敬称略・五十音順〉

【学識者】

ロバート・キャンベル(東京大学大学院比較文化研究室教授)

わくいしろう
涌井史郎(東京都市大学環境情報学部教授) ※座長

【観光関係者】

いしいいたる
石井 至(有限会社石井兄弟社社長)

えざききく
江崎貴久(旅館海月女将、有限会社オズ代表取締役)

かとうまこと
加藤 誠(株式会社ジェイティービー旅行事業本部観光戦略
部長、株式会社 JTB 総合研究所客員研究員)

デービット・アトキンソン(小西美術工藝社社長)

ほしのよしはる
星野佳路(株式会社星野リゾート代表取締役社長)

【ジャーナリスト・ライター】

のぞえ
野添ちかこ(温泉と宿のライター)

「明日の日本を支える観光ビジョン」 - 世界が訪れたいくなる日本へ - 概要

平成28年3月30日策定

これまでの議論を踏まえた課題

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
- 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1 「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放
 - ・ 赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ
 - ・ 2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ
 - ・ 2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ
 - ・ 2020年を目標に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2 「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ
 - ・ 60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現
 - ・ 欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・ MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・ 首都圏におけるビジネスビジットの受入環境改善
- 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化
 - ・ 2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・ 観光地再生・活性化ファクト、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3 「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

- ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現
 - ・ 世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
 - ・ キャッシュレス観光を実現
- 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現
 - ・ 「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
 - ・ 新幹線開業やコンセクション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現
 - ・ 2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・ 家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

国立公園の現状

1. 制度

2. 歴史・指定状況

3. 利用者数

国立公園の制度①（特徴と管理体制）

	日本 (地域制自然公園)	アメリカ (営造物型自然公園)								
特徴	<p><u>土地所有はそのまま</u>で、区域を定めて<u>指定</u>し、行為規制により保護担保</p> <p>※国土が狭く、古くから稠密な土地利用が行われてきた我が国でも、ある程度広い面積の保全が可能。</p> <table border="1"> <caption>平成27年3月31日現在</caption> <thead> <tr> <th>土地所有形態</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国有地 (ほとんどが林野庁所管国有林)</td> <td>61.2%</td> </tr> <tr> <td>私有地等</td> <td>26.4%</td> </tr> <tr> <td>公有地</td> <td>12.4%</td> </tr> </tbody> </table>	土地所有形態	割合	国有地 (ほとんどが林野庁所管国有林)	61.2%	私有地等	26.4%	公有地	12.4%	<p><u>土地を公園管理者(内務省国立公園局)</u>が<u>所有</u>し、公園専用地として利用</p> <p>※厳正な自然保護が可能。利用規制もしやすい。</p>
土地所有形態	割合									
国有地 (ほとんどが林野庁所管国有林)	61.2%									
私有地等	26.4%									
公有地	12.4%									
管理体制	<p><u>地方自治体や地域関係者、ボランティアなど、様々な主体の協力を得て、環境省が管理</u></p>	<p><u>国立公園局が一元的に直営管理</u></p>								

国立公園の制度②（保護と利用）

国立公園の目的(自然公園法第1条)

「自然の風景地の保護」

優れた自然の風景地は「国民の宝」。できるだけ自然の姿を将来にわたって保護。

【行為規制により地域固有の自然を保全】

「利用の増進」

「国民の宝」であり、利用者あってこそその国立公園。地域振興にとっても重要。

【歩道・展望施設などの施設整備、ビジターセンターにおける利用プログラムの提供など】

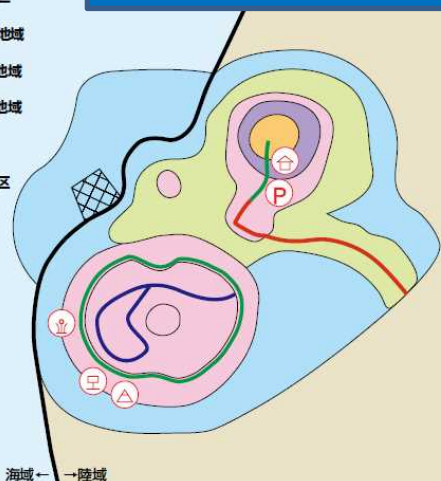
保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域
- 海域公園地区

利用のための計画

- 園地
- 山小屋・ホテル
- キャンプ場
- 駐車場
- ビジターセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船

公園計画図(模式図)



○色分け(規制区分)

厳正に保護する**特別保護地区(橙色)**から、大規模開発のみを規制する**普通地域(水色)**まで、地域の自然と土地利用の状況に応じて設定

○マーク類

公園利用に必要な各種施設の計画



国と地域の連携による取組の例

- ・ ボランティアの協力による草原の野焼き（阿蘇）
- ・ ガイド付きエコツアー（鳥羽、知床など）
- ・ 地元自治体の協力によるビジターセンターの運営
- ・ ジオパークとの連携（伊豆大島、南紀熊野、島原半島など）
- ・ 地元雇用による海岸清掃や登山道修理など



我が国の国立公園の歴史

	公園制度	公園指定
1931年 (昭和6)	<ul style="list-style-type: none"> ●国立公園法制定 ●国立公園選定方針 ・我が国の風景を代表する自然の大風景地にして、<u>世界の観光客を誘致する魅力を有するもの</u> 	
1934年 (昭和9)		瀬戸内海、雲仙、霧島、阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇
1936年 (昭和11)		十和田、富士箱根、吉野熊野、大山
1946年 (昭和21)		伊勢志摩
1949年 (昭和24)	<ul style="list-style-type: none"> ●国立公園法改正 ・特別保護地区、国立公園に準ずる地域(国定公園)制度の創設 	支笏洞爺、上信越高原
1950年 (昭和25)		秩父多摩、磐梯朝日
1952年 (昭和27)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園選定要領 ・地形を重視した風景形式区分 	
1955年 (昭和30)		西海、陸中海岸
1957年 (昭和32)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法制定 ・国立公園、国定公園、都道府県立自然公園制度 	
1962年 (昭和37)		白山
1963年 (昭和38)		山陰海岸
1964年 (昭和39)		知床、南アルプス
1970年 (昭和45)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法改正 ・海中公園制度、指定湖沼制度の創設 	
1971年 (昭和46)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園選定要領改正 ・景観要素に野生動物等を追加 	
1972年 (昭和47)		西表、小笠原、足摺宇和海
1974年 (昭和49)		利尻礼文サロベツ
1987年 (昭和62)		釧路湿原
1990年 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法改正 ・車馬乗入れ規制等の創設 	
2002年 (平成14)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法改正 ・利用調整地区制度等の創設 	
2007年 (平成19)		日光から尾瀬を分離独立
2009年 (平成21)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法改正 ・海域公園地区制度の創設 ・生態系維持回復事業制度等の創設 	
2012年 (平成24)		霧島屋久を霧島錦江湾と屋久島に分離
2014年 (平成26)		慶良間諸島
2015年 (平成27)		上信越高原から妙高戸隠連山を分離独立

国立公園の指定状況

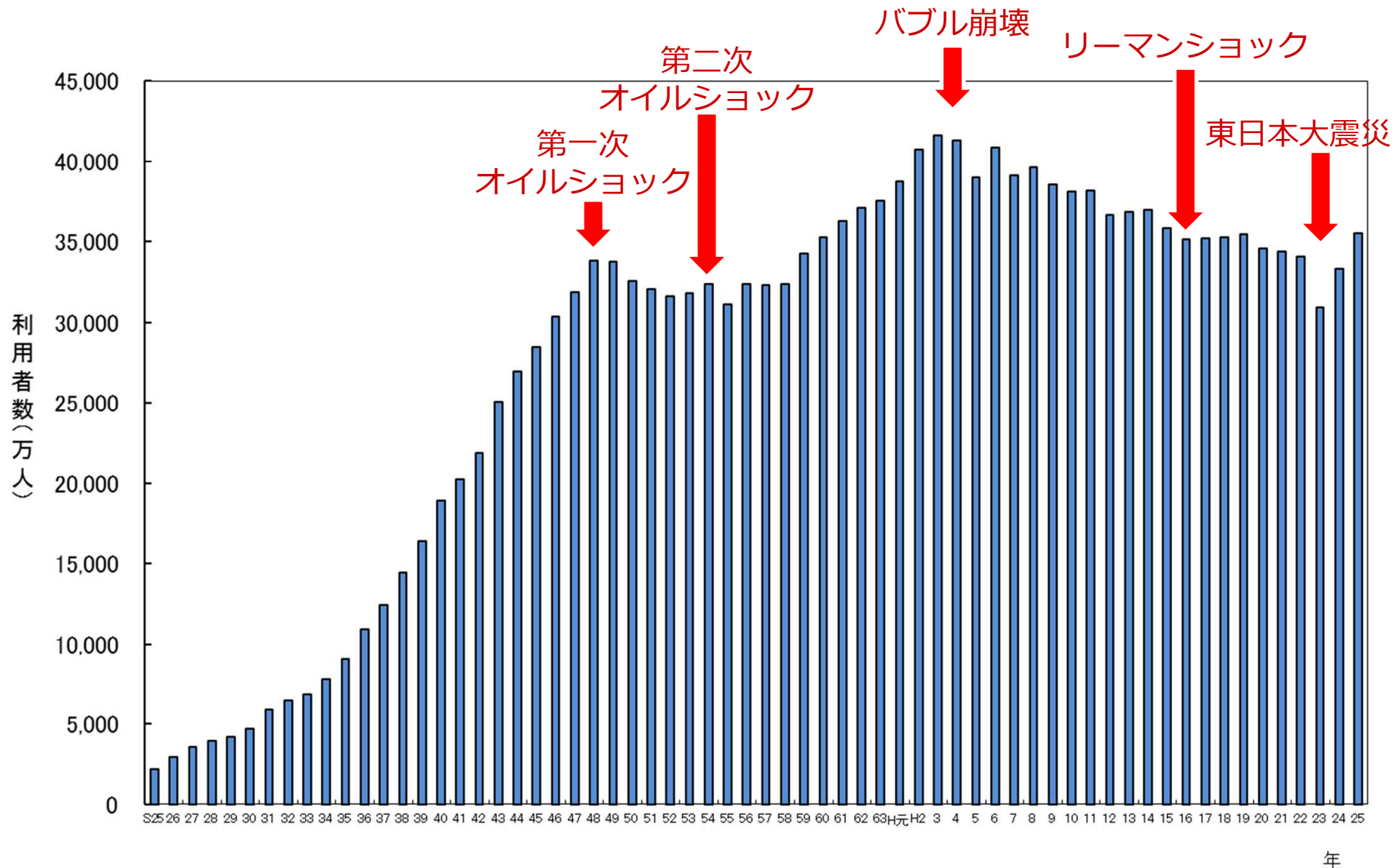
四季折々に変化する日本の美しい自然の代表として、北は北海道から南は沖縄、小笠原諸島まで32の国立公園が指定されています。



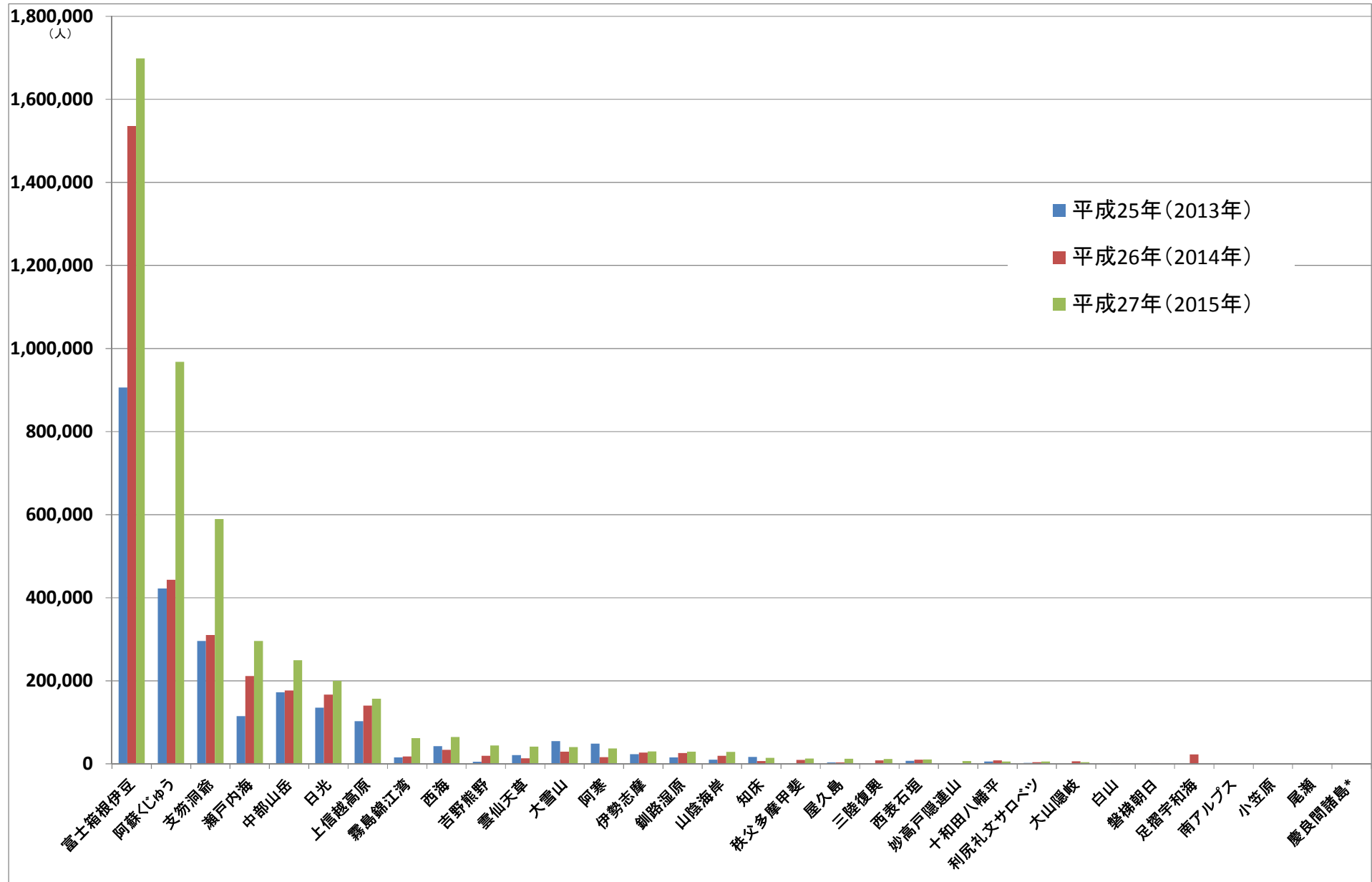
凡例
 国立公園名
 指定年/面積 (A)陸域 (B)海域



国立公園利用者数推移



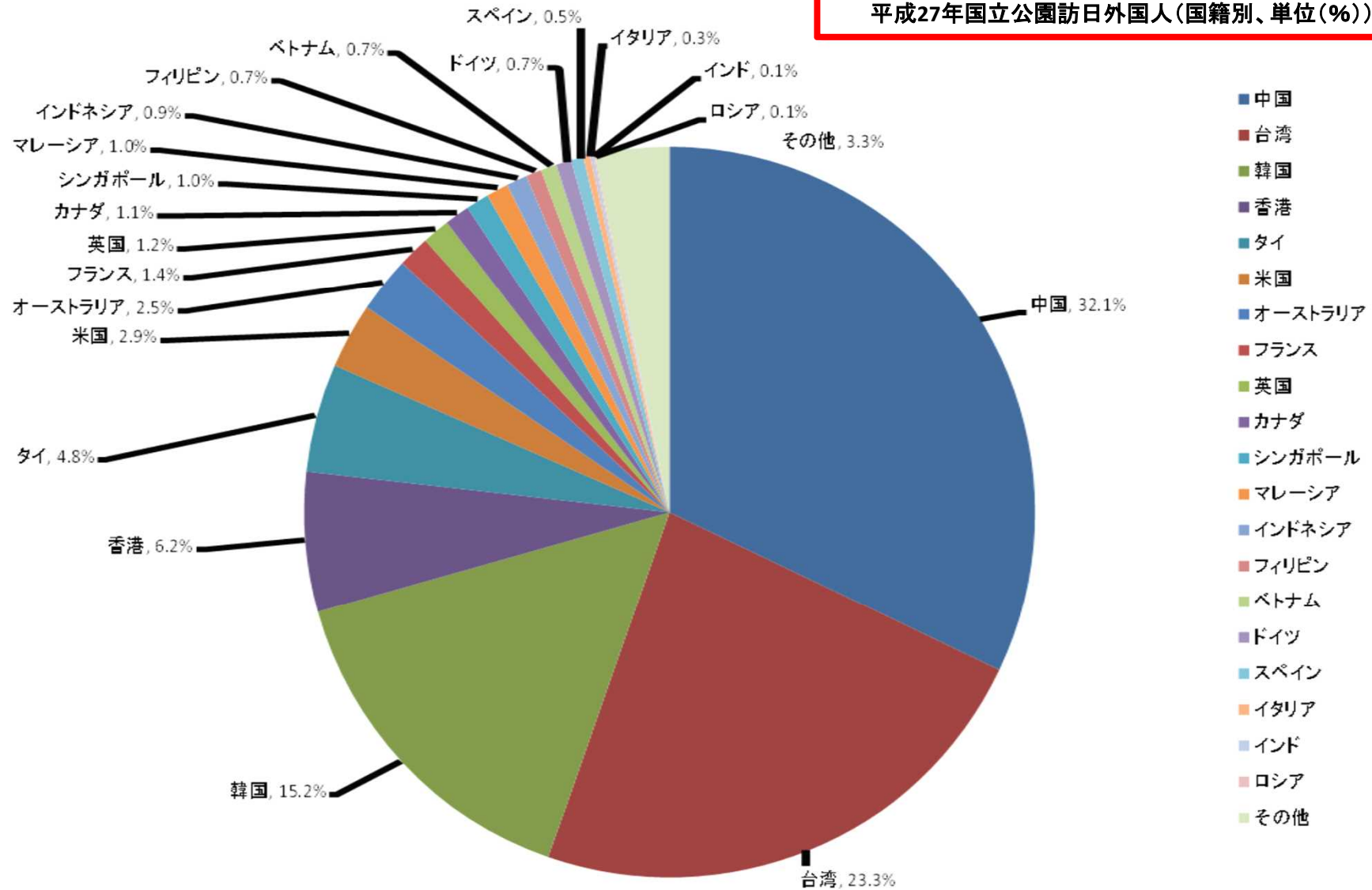
国立公園別訪日外国人利用者数推計値



* 訪日外国人消費動向調査の訪問地選択肢コードに該当する地点が無かったため、推計対象外。
 <日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」より作成>

国立公園訪日外国人（国籍別）

平成27年国立公園訪日外国人(国籍別、単位(%))



平成27年（2015年） 国立公園別 訪日外国人国籍別実利用者数(*1) 推計値 (単位：千人)

公園名	全体	アジア計	%	中国	台湾	韓国	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	インド	欧米豪計	%	米国	オーストラリア	フランス	英国	カナダ	ドイツ	スペイン	イタリア	ロシア	その他
1 富士箱根伊豆	2,341	2,047	87.5	1,390	241	57	75	135	27	31	31	32	23	5	216	9.2	65	35	28	26	20	14	17	7	3	78
2 支笏洞爺	688	635	92.3	149	234	129	73	37	7	2	2	0	1	0	41	6.0	9	19	3	1	7	1	0	0	0.5	12
3 阿蘇くじゅう	682	664	97.5	28	129	435	47	20	3	0	0	1	0	0	9	1.4	3	0.5	3	1	0	1	0.5	0	0	8
4 中部山岳	338	231	68.3	16	144	13	31	9	5	4	5	1	2	0	79	23.3	7	42	6	13	5	2	1	2	0	28
5 瀬戸内海	296	200	67.7	48	71	37	26	10	1	2	2	1	1	0	77	26.1	21	10	12	9	7	5	7	6	0	18
6 上信越高原 *3	214	176	81.9	15	122	5	11	7	3	4	3	0	3	0	35	16.2	5	17	2	4	4	1	0	0	0	4
7 日光	190	107	56.4	15	26	11	1	37	3	3	2	4	1	2	66	35.0	23	6	10	5	6	4	4	5	2	16
8 霧島錦江湾	71	64	90.9	8	23	17	13	1	1	0	0	0	0	0	4	6.3	1	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0	0	0	2
9 大雪山	64	62	96.9	10	35	1	6	7	0	0	0	0	0	0	2	3.1	0.5	0	1	0	0.5	0	0	0	0	0
10 阿寒	63	62	98.4	19	36	1	6	0	0	0	0	0	0	0	1	1.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 西海	55	45	82.7	8	11	21	3	0	0	0	0	0	0	0	9	17.3	6	0.5	0.5	1	0.5	0.5	0	0	0	0
12 吉野熊野	53	39	72.9	9	4	6	17	0	0	0	1	0	0	0	10	19.6	3	2	3	0.5	0.5	1	0.5	0	0	4
13 釧路湿原	34	27	79.7	12	11	2	0	0	1	0	0	0	0	0	7	20.3	3	2	0	1	0	0.5	0	0	0	0
14 伊勢志摩	33	26	79.1	12	4	2	3	0	0	2	0.5	0	1	0	7	20.9	2	1	1	0.5	0.5	1	0.5	0	0	0
15 山陰海岸	32	20	61.5	8	4	1	3	1	1	0	0.5	0	0	0	10	32.3	2	1	2	1	1	0.5	1	0.5	0	2
16 雲仙天草	28	25	87.7	0	2	20	1	0	0	0	0.5	0	0.5	0	1	5.3	0.5	1	0	0	0	0	0	0	0	2
17 知床	21	17	81.0	4	9	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	19.0	1	1	0	0.5	1	0	0	0	0	0
18 秩父多摩甲斐	19	11	60.5	5	4	0	0	0	1	0.5	0	0	0	0	3	18.4	1	0	0	0.5	1	0.5	0	0	0	4
19 西表石垣	12	7	58.3	4	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3	25.0	0	1	0.5	0	1	0.5	0	0	0	2
20 三陸復興	10	6	65.0	0.5	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3	35.0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 屋久島	10	2	25.0	0	0	2	0	0	0	0	0.5	0	0	0	5	55.0	1	1	1	0	1	0.5	0.5	0	0	2
22 妙高戸隠連山 *3	8	2	23.5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.5	0	4	52.9	0.5	3	0	0.5	0.5	0	0	0	0	2
23 十和田八幡平	7	6	85.7	0	4	0.5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	14.3	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0	0	0
24 大山隠岐	6	4	66.7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	33.3	1	0	0.5	0.5	0	0	0	0	0	0
25 利尻礼文サロベツ	5	4	80.0	1	1	0.5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	20.0	0	0	0	0	0.5	0.5	0	0	0	0
26 白山	3	3	100.0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 磐梯朝日	0.5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	100.0	0	0	0	0	0	0	0.5	0	0	0
28 足摺宇和海	0.5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	100.0	0	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
29 尾瀬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 小笠原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 南アルプス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 慶良間諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,284	4,493	-	1,763	1,125	767	328	267	56	53	50	40	37	8	606	-	161	144	78	67	58	36	33	21	7	185
パーセンテージ (%)	100.0	85.0	-	33.4	21.3	14.5	6.2	5.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.2	11.5	-	3.1	2.7	1.5	1.3	1.1	0.7	0.6	0.4	0.1	3.5

<参考：訪日外客数 *2>

	総数	アジア計	中国	台湾	韓国	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	インド	欧米豪計	米国	豪州	フランス	英国	カナダ	ドイツ	スペイン	イタリア	ロシア
(千人)	19,737	16,646	4,994	3,677	4,002	1,524	797	309	305	205	185	268	103	2,932	1,033	376	214	258	231	163	77	103	54
パーセンテージ (%)	100.0	84.3	25.3	18.6	20.3	7.7	4.0	1.6	1.5	1.0	0.9	1.4	0.5	14.9	5.2	1.9	1.1	1.3	1.2	0.8	0.4	0.5	0.3

*1 公園別実利用者数：当該国立公園を訪れた実利用者数。1人の利用者が同一公園内の複数地点を利用しても1人と数える。（一方、全国国立公園の利用者数合計値については重複を許して数える。）

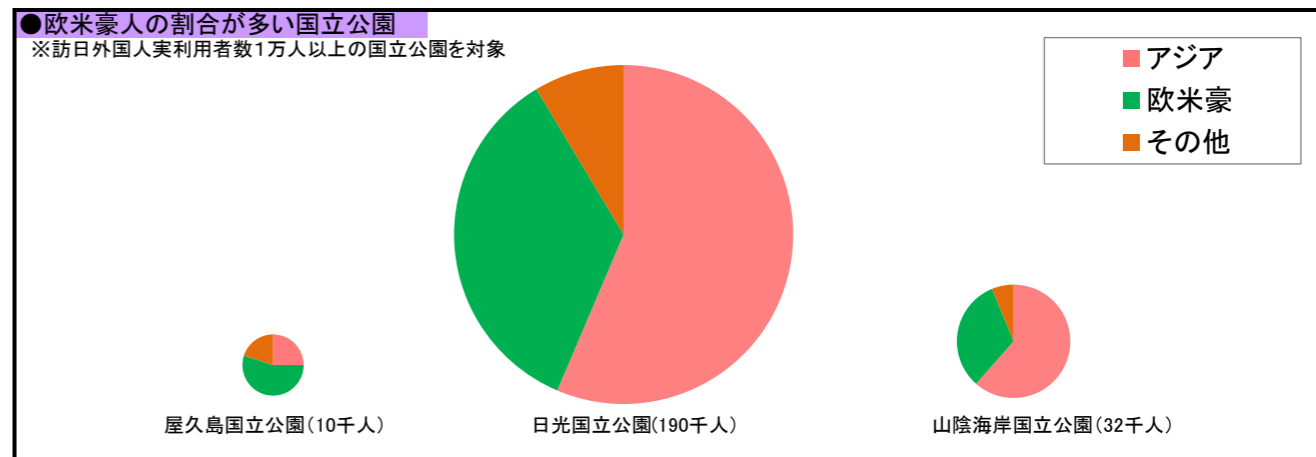
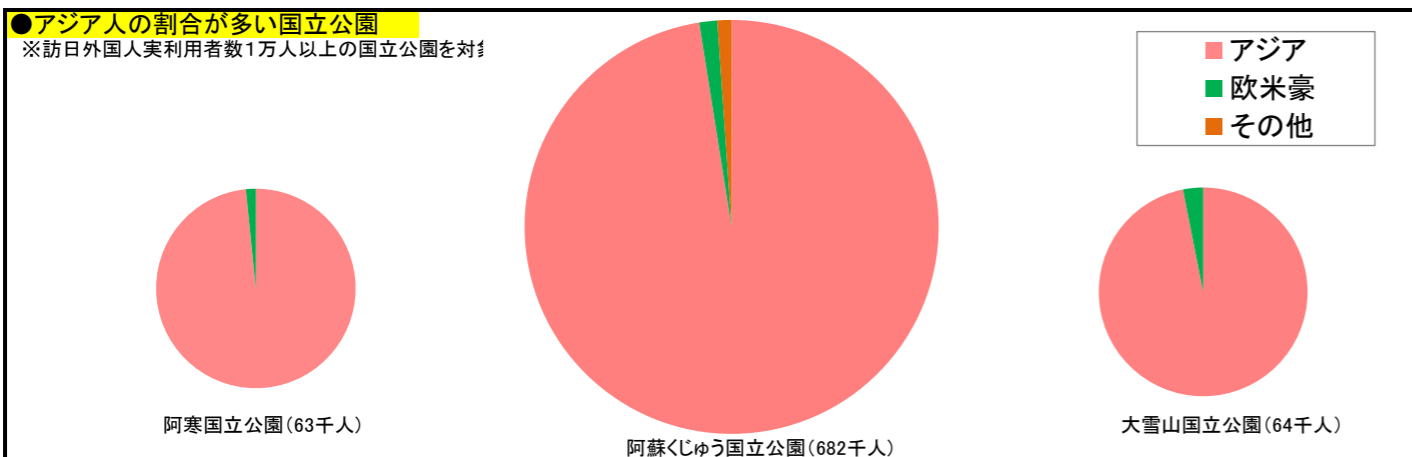
*2 出典：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」

*3 妙高戸隠連山国立公園は、平成27年3月27日に新規指定されているが、訪日外国人消費動向調査の「妙高」「戸隠」両訪問地選択肢コードの利用者については、1月分から「妙高戸隠連山国立公園」の利用者数としてカウントし、「上信越国立公園」からは除外している。

※訪日外国人消費動向調査は、国籍・地域毎に回収目標数の抽出率が異なるため、母集団構成（JNTOの訪日外客数）を基に、四半期ごとに、国籍・地域別の補正を行っている。

※「慶良間諸島国立公園」は、訪日外国人消費動向調査の訪問地選択肢コードに該当する地点が無かったため、推計対象外。

※「尾瀬」「小笠原」「南アルプス」各国立公園は、訪日外国人消費動向調査の訪問地選択肢コードの該当地点があるものの、標本が得られなかったため「-」で示した。

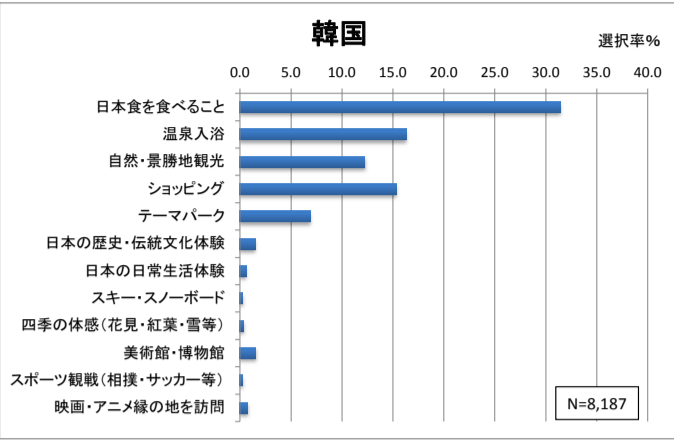


訪日旅行(観光・レジャー目的)の目的 (訪日前に最も期待していたこと)

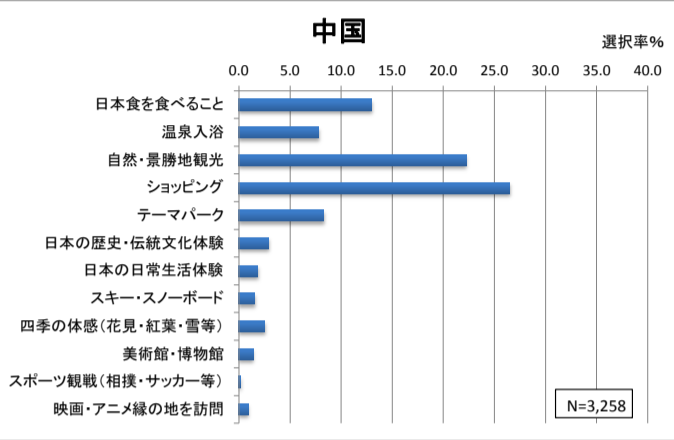
< 出典:観光庁 訪日外国人消費者動向調査 平成27年次報告書より >

アジア

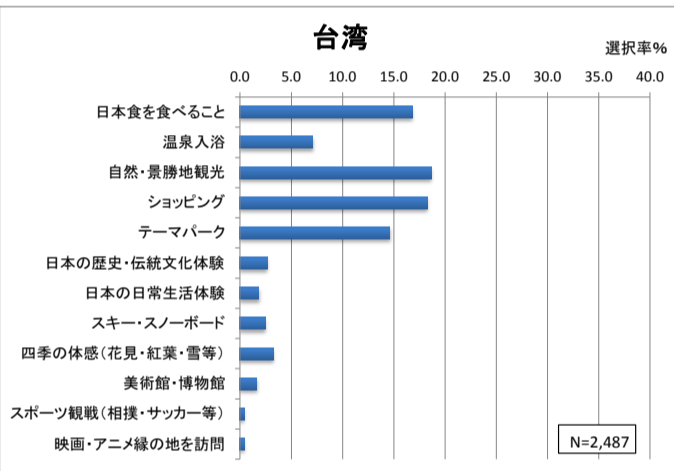
韓国



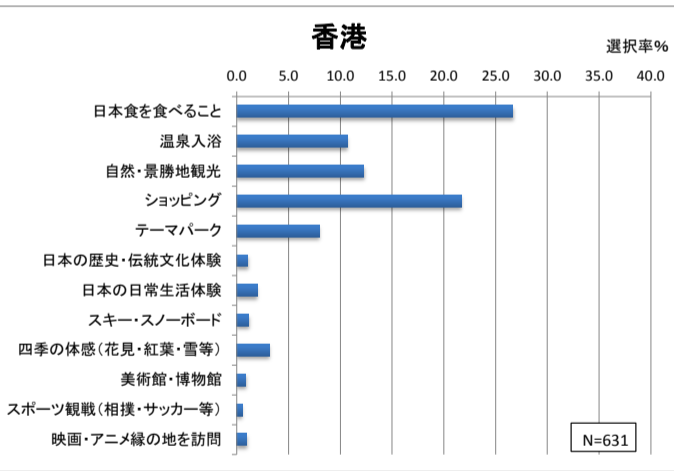
中国



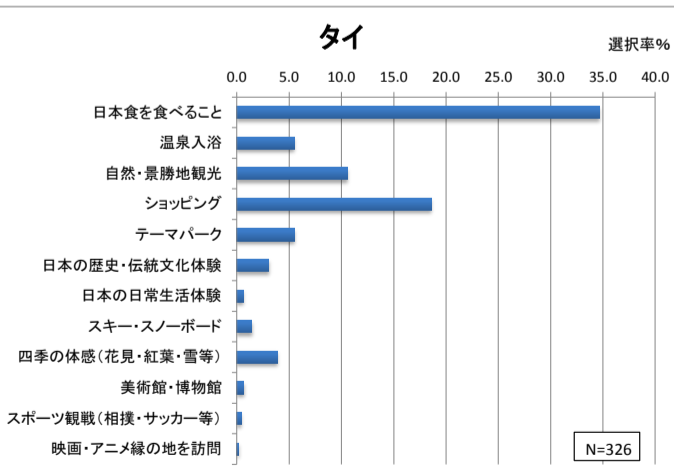
台湾



香港

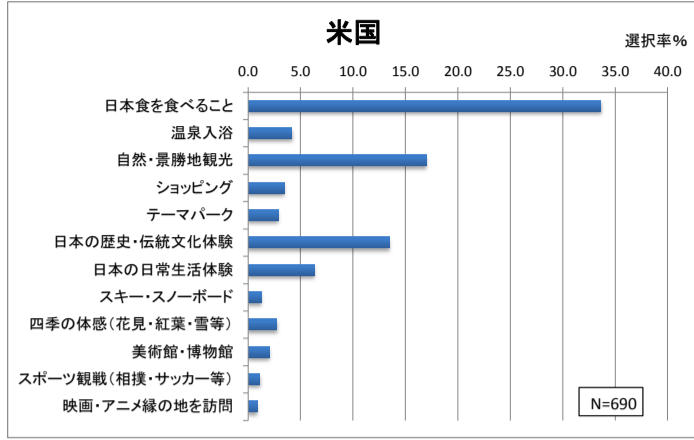


タイ

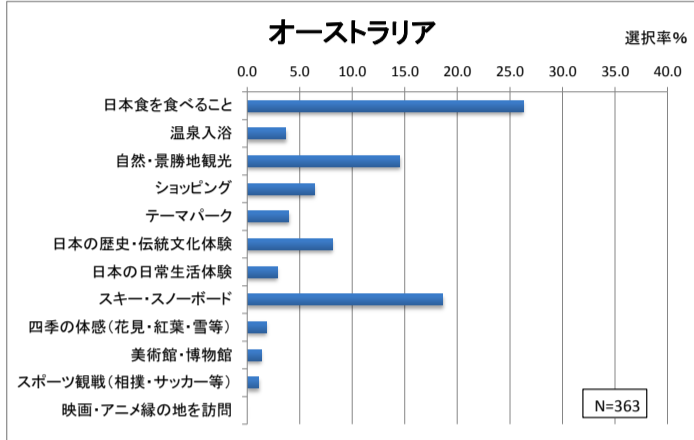


欧米豪

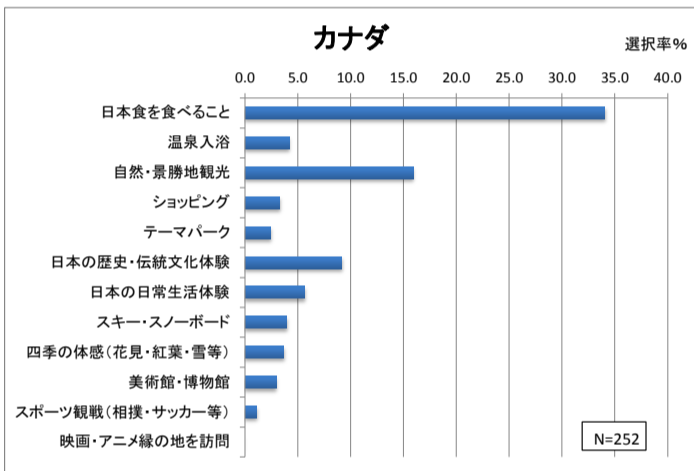
米国



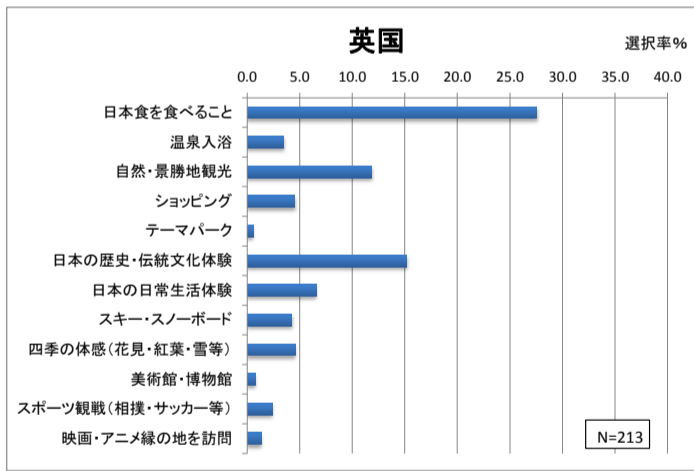
オーストラリア



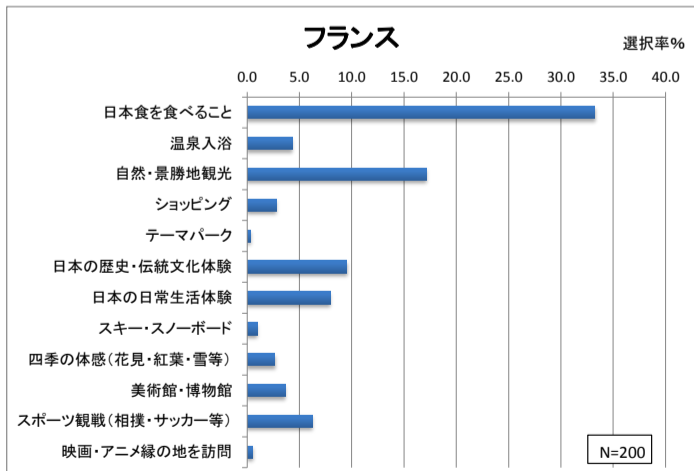
カナダ



英国



フランス



国立公園における利用推進の取組

1. エコツーリズムの推進

2. ユニバーサルデザイン化

エコツーリズムの推進

背景・目的

国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム(ジオツーリズムを含む。以下同じ。)の活動を支援。

課題

ガイド、コーディネーターの不足

エコツーリズムを進める上での地域ごとの課題

魅力的なエコツアー等の不足

エコツーリズムガイド等養成事業

エコツアーの普及、推進の中核を担うガイド及びコーディネーターを育成

- ・観光協会、宿泊業者等エコツーリズム推進の要となる地域住民も対象としたガイド、コーディネーターの育成
- ・既存ガイド等の能力向上、連携の促進



地域住民も対象としたガイド等育成



ガイド等の能力向上

エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業

エコツーリズムの推進に伴う地域の課題解決への支援

- ・エコツーリズムを活用した地域活性化に取り組む地域に対して、有識者をアドバイザーとして派遣
- ・エコツーリズムの推進にあたっての課題の解決を支援



アドバイザーの活用

- 様々な課題
- 推進体制の強化
- 利用と保全の調整
- 広報戦略
- 安全管理対策

エコツーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付



プログラムづくり



エコツーリズム推進全体構想の作成

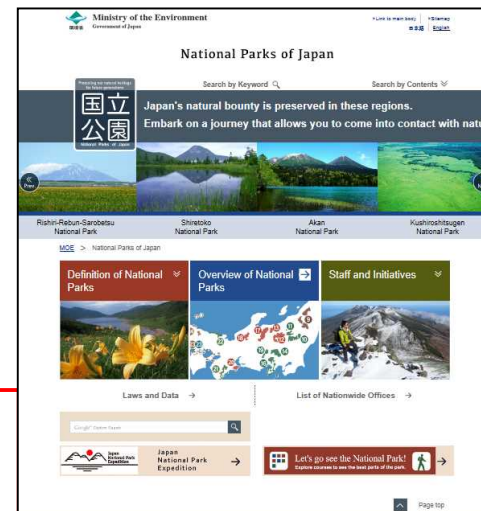
エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用寄予

ユニバーサルデザイン化①

国立公園の観光資源としてのポテンシャルを引き出し、観光立国戦略における国立公園等の位置づけを高めるために自然資源の魅力を引き出す。



○国立公園毎のパンフレット作成(英語版)及び既存の国立公園ホームページをリニューアル。掲載情報の見直し及び英語ページの充実化



国立公園ホームページ(英語ページ)

○高齢者、障がい者、ベビーカー利用者、外国人向けのユニバーサルデザインの取組を推進

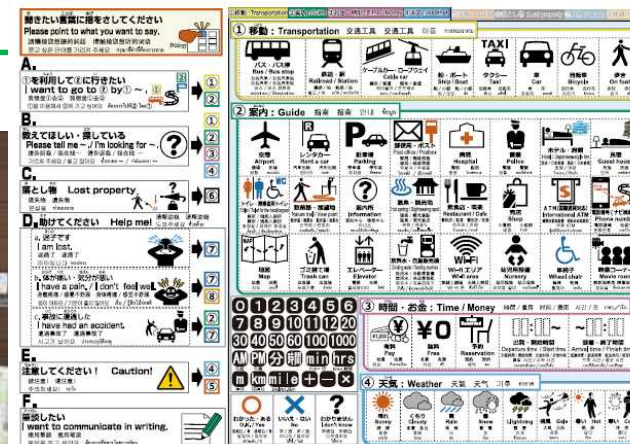
- ①コミュニケーション支援ボード作成・ビジターセンター窓口への設置
- ②ビジターセンターにおける接客研修



ビジターセンターにおける接客研修(富士箱根伊豆国立公園)



コミュニケーション支援ボード使用例(阿蘇くじゅう国立公園)



コミュニケーション支援ボード

ユニバーサルデザイン化②

多言語対応

スタッフ



阿蘇くじゅう国立公園
長者原ビジターセンター

多言語標識



中部山岳国立公園室堂園地 案内標識改修
日英中(簡・繁)韓

トイレの洋式化



伊勢志摩国立公園 横山展望台トイレ改修

機器



支笏湖ビジターセンター
多言語対応イヤホン
日 英 中(簡・繁) 韓 タイ



マナーの表記 日 英 中(簡・繁) 韓

国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化にむけて

資料2-3-1

I. 現状と課題

	日本の国立公園	北米の国立公園
自然環境	バラエティ豊かな自然 (多様な自然景観・野生生物と季節変化)	ダイナミックな自然 (規模が大きいが単一的)
土地所有	国・公有地、民有地	国有地(公園専用地)
魅力ポイント	自然と人の暮らしの調和 (自然・文化・歴史・食・温泉...)	人為を排した、原始的な自然



我が国の
国立公園

日本の国立公園は、**優れた自然のみならず、その自然に育まれた伝統文化や食などの地元特有の人の暮らしに触れられる公園**



インバウンドに対して、ポテンシャルが十分に引き出されていない

- ・魅力的なツアー開発不足、受入体制の不備
- ・まちなみ景観や上質な民間施設の整備不足
- ・世界的な認知度不足

II. 国立公園満喫プロジェクト

日本の国立公園のポテンシャルを最大限に引き出すために、

- ・必要なハード、ソフトの体制の整備を先駆的に5カ所程度で行い、
- ・その成果を全国展開し、日本の国立公園を世界のナショナルパークとしてブランド化する

国立公園の訪日外国人利用者数 年間430万人 → 2020年までに1000万人に !

Ⅲ. 議論頂きたい事項

1. 国立公園のポテンシャルを引き出すための方法

2. 実施箇所の選定にあたっての考え方

1. 国立公園のポテンシャルを引き出すための方法

想定される具体的取組

満喫メニューの充実・支援

●インバウンドの受入れ環境の整備



地域の自然・伝統等を活かした
外国人向けツアー（アウトドア、文化体験等）の開発



環境省ビジターセンターに
民間ツアーデスクを設置



温泉体験プログラム・
健康増進ツアー（TOJ I）の
開発



利用施設の
ユニバーサル化の徹底



質の高い遊歩道の整備

ビーコン信号を受けたスマホが情報検索



【イメージ】

クラウドからビーコンの場所の情報提供
（多言語対応の観光・安全情報）

観光スポットにビーコンを
整備



ITの活用やデザインの統一など、情報提供の充実

- 質の高いガイドの育成
- 地域自然資産法の活用促進による入域料徴収
- 保護すべき区域と観光に活用する区域の明確化

海外への情報発信強化

●効果的な海外への情報発信

【外務省・観光庁と連携】

上質感の創出

●ビューポイントを核とした優先改善

●ナショナルパークにふさわしいまちなみ景観の形成

【国交省・観光庁と連携】



官民連携した まちなみの統一



景観に配慮したコンビニ

●海外の富裕層も惹きつける質の高い民間施設の円滑な誘致

大会議場、ショッピング施設等を公園事業施設の付帯として認められる
基準を明確化



関係省庁や関係自治体の一体的な取組の強化

- 地域協議会の設置
- 官民ファンドによるホテル再編への支援

【国交省・経産省と連携】

●民間宿舎事業者のマッチング

【国交省・経産省と連携】

既存施設事業者と参入希望事業者のマッチング



2. 実施箇所の選定にあたっての考え方

例えば、以下のものを基本として、さらに考慮すべきものは何か。

① 自然環境（景観を含む）を損なうことのない適正な利用の担保

- 例) ・ 過剰利用による自然環境への悪影響を防止する工夫の有無
- ・ 利用者の増加による踏み荒らし等の悪影響への対策の体制整備の有無



② インバウンド増加に向けた地域の主体性・推進体制の構築及び戦略・構想の策定

- 例) ・ 外国人旅行者にとっての魅力を引き出すための戦略や構想の検討状況
- ・ 関係自治体や民間が一体となって取り組むこととしていること
- ・ DMO等の推進組織の設立状況（見込みも含む）

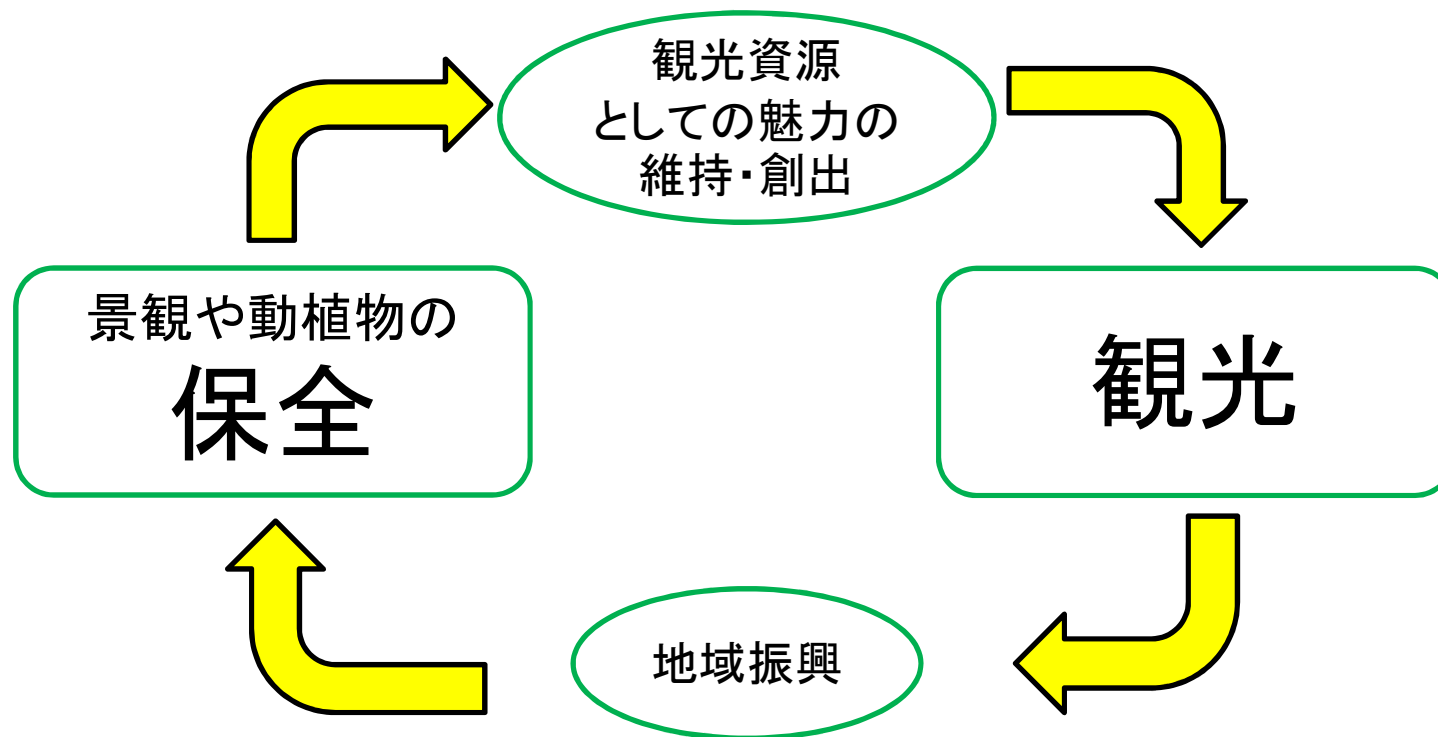


③ 観光庁・文化庁・民間の取組との有機的連携

- 例) ・ 観光庁広域観光周遊ルート
- ・ 国指定の文化財 等



自然環境の保全が観光資源としての価値を高める



観光に携わる地元の人たちが自然の価値に気づき、地域ぐるみで自然を保全

ポイント: 地域全体として自然を守り活かしていく意欲を持ち続けること
(豊かな自然と共生した地域社会づくり)